

奄美群島振興開発特別措置法の改正概要

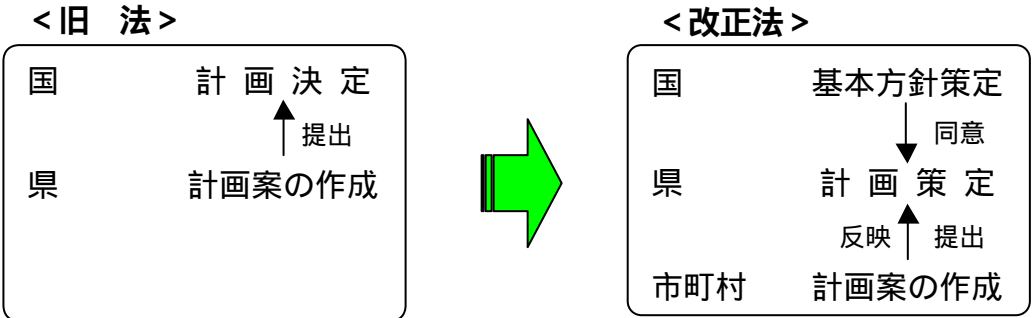
1 地域の主体的な振興開発を促進するため、計画体系を改正する

地元の発意と創意を生かした、主体的な地域づくりの推進
地理的、自然的特性を生かす (他の地域にはない魅力と資源 = 優位性)

・島ごとの特性を踏まえた振興開発を図る

→ 国の責務 役割を維持しつつ、地元の発意や創意を生かす

- ・国が基本方針を、県が振興開発計画を策定 (国の同意)
現行は県の案に基づき国が振興開発計画を決定
- ・基本方針は、地域の特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念とする
- ・県は計画策定に際し、奄美群島内の市町村に案の提出を求める (案の内容を計画に反映)



計画で定めるべき事項の追加

- ・国内及び国外の地域との交流の促進に関する事項
- ・奄美群島の振興開発に寄与する人材の育成に関する事項

2 目的規定の改正、配慮規定の追加等所要の改正を行う

奄美群島の自立的発展に資することを法目的に追加
奄美群島の自立的発展に資する観点からの規定の整備

- ・県が実施すべき医療機関の協力体制の内容の明確化 (ヘリコプター輸送)
- ・無医地区以外の地区における医療の充実に係る配慮規定の追加
- ・農林水産業の振興に係る配慮規定の追加
- ・情報通信体系の充実に係る配慮規定の内容の明確化 (高度情報通信ネットワーク)
- ・地域間交流の促進に係る配慮規定の追加
- ・人材の育成に係る配慮規定の追加

3 補助率の高上げ等の特例措置を継続する

補助率の高上げの特例措置

・道路 一般国道 (補助) 改修	本土 5.5/10	奄美 8/10
・港湾 重要港湾 外かく・水域施設 (直轄)	本土 5/10	奄美 9/10 等

4 奄美群島振興開発基金の独立行政法人化 (平成 16年 10月 1日)

5 法の有効期限を平成 21年 3月 31日まで 5年間延長する